

医療機関における
「原子力災害避難計画」
作成ガイドライン

静岡県原子力安全対策課

【目次】

I	ガイドラインの目的.....	1
II	避難計画作成に当たっての留意事項.....	2
1	原子力災害について.....	2
(1)	原子力災害の定義.....	2
(2)	原子力災害の特性.....	2
(3)	被ばくの経路.....	2
2	静岡県地域防災計画(原子力災害対策編)について.....	3
(1)	原子力災害対策重点区域.....	3
(2)	緊急事態等の区分および防護措置.....	4
III	避難計画の内容等.....	5
1	計画のポイント.....	5
(1)	計画の周知.....	5
(2)	市(町)等関係機関との連携・協力体制の強化.....	5
2	計画の構成.....	5

I ガイドラインの目的

災害時に特段の配慮が必要な要配慮者が多数入院する病院等医療機関においては、原子力災害に備え、入院患者等を安全かつ迅速に避難させるため、施設において対応すべき必要な事項を定めた「避難計画」をあらかじめ作成しておくことが重要です。

静岡県地域防災計画(原子力災害対策編)において、原子力災害対策重点区域内(浜岡原子力発電所から半径 31km 圏内)の病院等医療機関の管理者は、県、関係市(町)と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持の方法等について、「避難計画」を作成するものとしています。

このガイドラインは、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一に浜岡原子力発電所において事故が発生し、これにより原子力災害が発生した場合に備えて、原子力災害対策重点区域内の病院等医療機関に対し、「避難計画」の作成及び原子力災害対応の支援を行うことを目的としています。

原子力災害対策重点区域内の各医療機関においては、このガイドラインを参考とし、それぞれの施設の実情に応じた「避難計画」を作成するとともに、原子力災害時においては、作成した避難計画をもとに、安全かつ迅速な避難を行うものとしします。

なお、このガイドラインは、静岡県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しや国における施設の避難等の体制整備に係る検討結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 避難計画作成に当たっての留意事項

1 原子力災害について

(1) 原子力災害の定義

原子力災害とは、原子力事業所の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業所の原子力事業所外へ放出されたこと(原子力緊急事態)により、県民の生命、身体または財産に被害が生ずることをいいます。

(2) 原子力災害の特性

放射性物質や放射線による影響は五感で感じられない(見えない、聞こえない、匂わない、味がない、肌に感じない)ことから、医療機関は、行政機関等の関係機関が発表・提供する情報を速やかに把握し、その指示等に従って避難や屋内退避等を行うこととなります。

(3) 被ばくの経路

原子力災害により人体に影響を与える可能性のある被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類があります。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要があります。

- 外部被ばく…体外にある放射線源から放射線を受けること
- 内部被ばく…放射性物質を吸入、経口摂取等で体内に取り込むことにより、体内の放射線源から放射線を受けること



資料：静岡県「原子力防災のしおり」(平成 30 年 10 月)より抜粋

2 静岡県地域防災計画(原子力災害対策編)について

(1) 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について、静岡県地域防災計画(原子力災害対策編)では、次のとおり定めています。

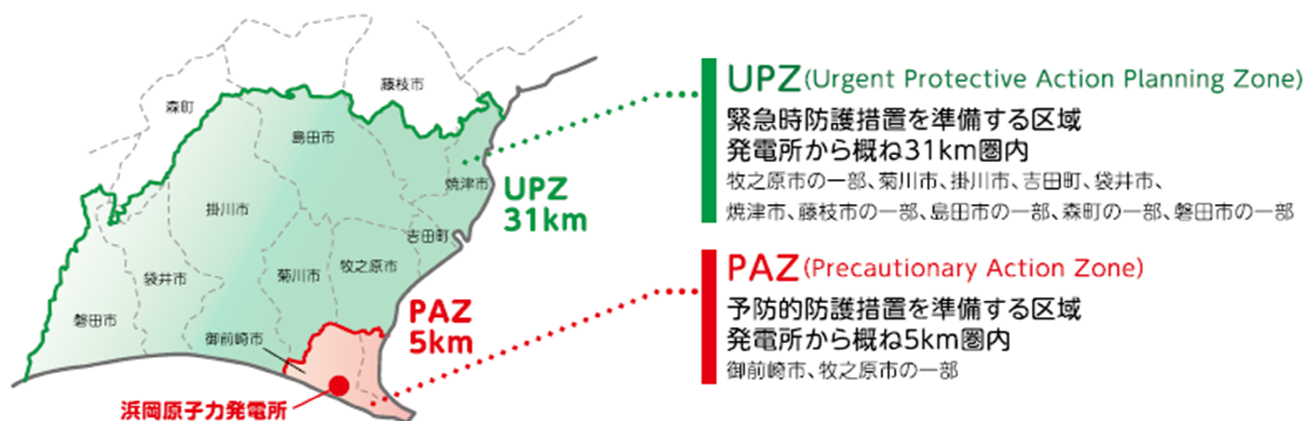
予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)浜岡原子力発電所からおおむね半径5kmの範囲放射線被ばくによる影響を回避するため、原子炉の状態や自然災害の規模等により設定したレベル(緊急時活動レベル(EAL))に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action planning Zone)浜岡原子力発電所からおおむね半径31kmの範囲

放射線被ばくによる影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベル(EAL)及び環境モニタリングの結果等を踏まえた、避難等の防護措置の実施を判断する基準(運用上の介入レベル(OIL))に基づき、緊急時防護措置を準備する区域。

浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域の概要

区域の種類	区域の範囲
PAZ (予防的防護措置を準備する区域)	御前崎市の全域 牧之原市の一部
UPZ (緊急防護措置を準備する区域)	牧之原市の PAZ の範囲を除く全域 菊川市の全域 掛川市の全域 吉田町の全域 袋井市の全域 焼津市の全域 藤枝市の一部 島田市の一部 森町の一部 磐田市の一部



資料：静岡県「浜岡地域原子力災害広域避難計画」(令和 6 年 8 月)より抜粋
 静岡県「原子力防災のしおり」(平成 30 年 10 月)より抜粋

(2) 緊急事態等の区分および防護措置

避難等の防護措置は、原子力施設における事故等の進展状況や緊急時モニタリングの結果等に基づき実施することになります。

医療施設において、緊急事態のレベルに応じて実施する防護措置は、次のとおりです。

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
御前崎市で 震度6弱以上の 地震が観測 された時など	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の 全交流電源が 喪失した状態が 継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を 行うよう 指示が出ます。	屋内退避の準備を 行うよう 指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての機能を喪失 した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき	全住民の避難、 安定ヨウ素剤の服用の 指示が出ます。	屋内退避の実施や 避難・一時移転の 準備を行うよう 指示が出ます。

資料：静岡県「原子力防災のしおり」(平成 30 年 10 月)より抜粋

Ⅲ 避難計画の内容等

1 計画のポイント

(1) 計画の周知

多数の入院患者等を混乱なく安全に避難させ、身体および生命の安全を確保するために、作成した計画は、施設職員、入院患者およびその家族等に周知しておくことが重要です。

(2) 市(町)等関係機関との連携・協力体制の強化

各市(町)における地域防災計画や避難計画に原子力災害対策を定めているため、各医療機関は、あらかじめ所在地の市(町)の地域防災計画や避難計画を確認しておくことが重要です。

また、医療機関に対する災害発生時の情報連絡や避難指示等は市(町)が行うため、あらかじめ、市(町)の防災部局・健康福祉部局の連絡窓口、伝達手段等を確認するなど、市(町)との緊急時の連絡体制、情報共有体制を整備しておくとともに、避難先病院、避難手段及び避難方法、避難経路の設定等について、県、市(町)及び関係機関と協議しておく必要があります。

2 計画の構成

避難計画は、次の項目を参考に、それぞれの施設の実情に応じたものを作成してください。必ずしも全ての項目や内容を盛り込む必要はありません。

なお、作成例および留意事項については、別添「原子力災害避難計画ひな型(作成例)」のとおりです。

【避難計画の項目(主なもの)】

- 避難計画の目的
- 関係者(施設管理者、施設職員、入院患者等)の役割
- 原子力災害事前対策
 - ・ 原子力災害対策委員会の設置・開催
 - ・ 緊急連絡体制及び入院患者情報の整理

- ・ 原子力災害防災教育・訓練の実施
- ・ 生活物資・医薬品・入院患者等の移送に必要な資機材の確保
- ・ 避難先病院、避難手段及び避難方法、避難経路
- 原子力災害応急対策
 - ・ 緊急事態の組織体制と任務
 - ・ 屋内退避、避難準備および避難
- 避難先の対策
 - ・ 避難先病院における医療支援等
 - ・ 入院患者家族等への連絡体制